

平成30年4月まで
あとわずか！

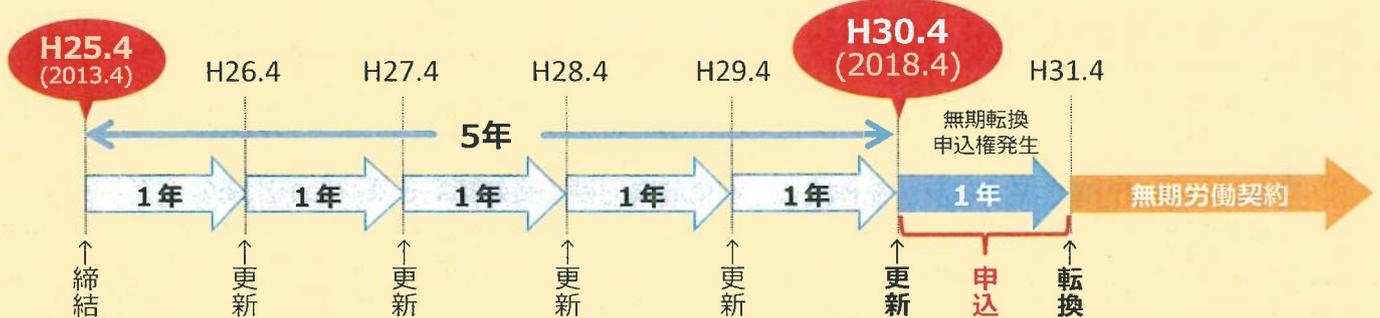
はじまります、「無期転換ルール」

一定の要件を満たした**契約社員・パートタイマー等**の**契約期間に定めのある労働者**に、**無期労働契約への申込権**が発生することをご存じですか？

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」**が**同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象**です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの**名称は問いません**。

企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、**一定の時間を要します**。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は**早急に取りかかりましょう**。

有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ **平成30年4月以降**、有期労働契約で働く多くの方に、**無期転換申込権の発生**が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、**安心して働き続ける**ことに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止め について

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。



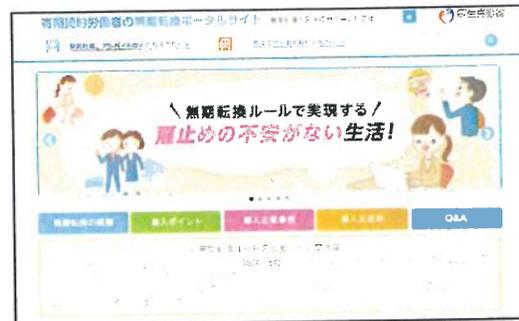
ポータルサイト・継続雇用の高齢者の特例のご案内

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



継続雇用の高齢者の特例について

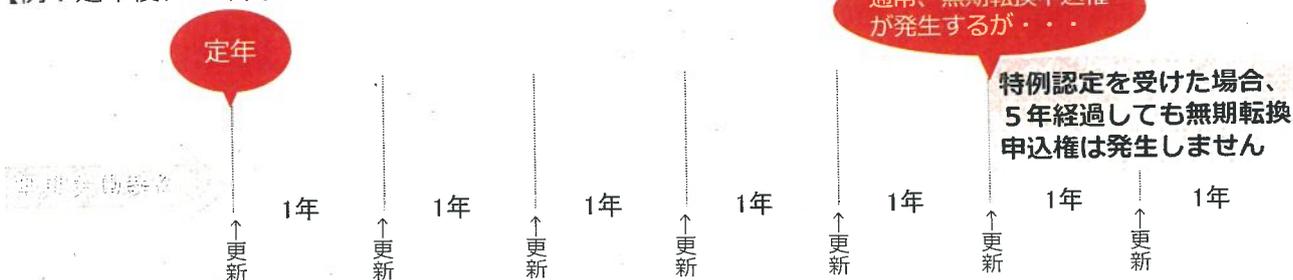
- 無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法**（※）により、
 - ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・ 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、**無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。

※ 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条：平成27年4月1日施行

- 特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する**都道府県労働局に認定申請を行う必要があります。**

東京労働局では申請数の増加のため審査に時間を要していますので、特例の適用を希望する場合、申請はお早めをお願いします。

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者

※ 高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象となります。ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

申請書様式・記載例等のダウンロード先

- 特例認定申請書の様式や記載例、添付資料は、東京労働局HPでダウンロード・確認できます。
http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/_120752.html

東京労働局 有期特措法

検索

- 郵送での通知書受取を希望する場合、返信用封筒・切手が必要です。返信先を記載し必要な郵便切手（※）を貼付した封筒（又はレターパックの赤）を申請時にご持参（郵送の場合は同封）ください。

※ 「A4判3枚の通知書+申請時提出された書類一式の副本」を配達証明で返送するのに必要な料金分